

別紙

松本市議会傍聴規則の一部を改正する規則

松本市議会傍聴規則（昭和44年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（傍聴の手続）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとするものは、<u>所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付証（様式第1号）に記入しなければならない。</u></p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合は、<u>代表者がその団体の名称、代表者の氏名、住所及び傍聴する者の人員</u>を傍聴受付証に記入しなければならない。</p> <p>3 傍聴人は、係員から提示を求められたときは、傍聴受付証を提示しなければならない。</p> <p>4 報道関係者及び特に議長から許可を得た者は、<u>第1項及び第2項の規定にかかわらず傍聴することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（傍聴の手続）</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとするものは、<u>所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付証に記入しなければならない。</u></p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合は、<u>次に掲げる事項の全てを傍聴受付証に記入しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>団体の名称</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>当該傍聴に係る人員</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>当該傍聴に係る代表者又は責任者の住所及び氏名</u></p> <p>3 <u>前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u></p> <p>4 傍聴人は、係員から提示を求められたときは、傍聴受付証（<u>前項の名簿を含む。</u>）を提示しなければならない。</p> <p>5 報道関係者及び特に議長から許可を得た者は、<u>第1項から第3項までの規定にかかわらず傍聴することができる。</u></p>

(傍聴人の定員)

第4条 [略]

2 議長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害が発生したことにより、必要があると認めるときは、前項に規定する傍聴人の定員を減ずることができる。

3 [略]

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

6 傍聴受付証の様式は、議長が別に定める。

(傍聴人の定員)

第4条 [同左]

2 議長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、必要があると認めるときは、前項に規定する傍聴人の定員を減ずることができる。

3 [同左]

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと、ただし、病気、その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(5) 飲食（議長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 携帯電話等の電気通信機器を使用しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 情報通信機器その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。

(4) 飲食（議長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録画、放送等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画、放送及び自動公衆送信（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の4に規定する自動公衆送信をいう。）をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限

<p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場しなければなら</u>ない。</p> <p>2 傍聴人は、傍聴を終え退場をしようとするときは、傍聴受付証を返還するものとする。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、<u>すべて係員の指示に従</u>わなければならない。</p>	<p>りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場しなければなら</u>ない。</p> <p>2 傍聴人は、傍聴を終え退場をしようとするときは、傍聴受付証を返還するもの <u>(第3条第2項の場合は、同条第3項の名簿を合わせて提出するもの)</u>とする。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、<u>全て係員の指示に従</u>わなければならない。</p>
--	---

様式第1号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。